

## 6月定例会

千葉県定例県議会会議録（第7号）

平成23年6月28日（火曜日）午前10時開議

○副議長（田中宗隆君） 次に、斉藤守君。  
（斉藤 守君登壇、拍手）

○斉藤 守君 おはようございます。船橋市選出の自由民主党、斉藤守でございます。今回初めて県議会の場において第1回目の定例会において、こうして質問のチャンスを与えていただきましたこと、自民党の先輩議員並びに同僚の議員に対し、心から感謝を申し上げます。

今議会の最大のテーマは震災の問題、あるいは原発の問題が一番の問題であります。一般質問の最終日となりますと、ほぼ出尽くし、各議員の皆様が質問されておりましたので、重ならないように、私は日ごろ疑問に思っている教育の問題を中心に、知事並びに教育長に質問をさせていただきます。ふなれですが、できるだけわかりやすく話してまいりたいと思いますので、答弁におきましても、答弁書の文字に余りこだわりなく、考え方をお述べいただければありがたいというふうに思うわけです。

まず、第1問目は、まず1つ目は形の問題です。

日本では、学習指導要領により高等学校の歴史の教育は、世界史は全員が履修しなければならないが、日本史は地理との選択で、必ずしも履修しなくてもよいというふうになっています。このことは、私が聞く限り、普通の日本人の多くが疑問に思っています。私自身も平成18年の世界史の履修逃れ問題がマスコミに取り上げられたときに初めて知ったのですが、平成6年入学の高校生から、世界史は必修、日本史は選択となったと知り、驚いた次第です。理由を調べてみると、日本史については、小・中学校の社会科で学んでいるからということで、平成元年の学習指導要領改訂でそうなったとのこと。果たしてこれでよいのでしょうか。この問題については、平成18年9月12日付で、神奈川県、東京都、埼玉県、千葉県の教育長名で、文部科学大臣あてに高等学校における日本史必修化を求める要望書を出しています。

内容をちょっと見てみますと、全部読むと私の時間は終わってしまいますので、簡単にやりますが、「これからの日本人には国際人として、世界の歴史や文化を理解し尊重するとともに、諸外国に我が国の歴史や文化を理解してもらえるよう努力することが一層期待されております。こうしたことから、高校生が日本史を学習する意義は極めて大きく、高等学校の日本史については必履修科目として、すべての高校生に履修させる必要があるのではないかと考えるところであります。」ちよっ

とあきまして、「上記の趣旨についてご理解をいただき、「高等学校における日本史の必修化」のご検討をお願い」しますというふうに千葉県教育長名でも出されているわけです。まさにそのとおりだと思います。

尖閣諸島や竹島の問題などで各国の若者たちが討論を行っている場面を、以前テレビで見たことがありましたが、中国や韓国の若者が国を代表するかのよう発言するのに対し、日本の若者はこの問題について全く認識していなかったり、学んでいない様子で、議論にもなっていないのを感じたわけです。将来に不安を感じたのは私だけではないと思います。また、海外に仕事で行かれた方から、現地の人から日本の文化や歴史について聞かれ、伝えられないことに大変つらい、恥ずかしい思いをしたという話もよく聞きます。あるいは、テレビの街頭インタビューで若者が、「え、日本がアメリカと戦争したの。それで負けたの」という答えが返ってきたときには、何をか言わんやです。先ほどの4都県教育長からの要望書に対する文科省の答えはノーでした。しかし、横浜市は昨年、東京都は来年、神奈川県は再来年から、工夫を凝らしてすべての市立、都立、県立の高等学校で日本史を必修で学ばせるということです。

（「当たり前だな」と呼ぶ者あり）

○齊藤 守君（続）　そうです。教育立県を目指す森田知事の考え方に、私は大賛成であります。ともに千葉県の人づくりに邁進したいという思いから、今回初めて県議会議員に立候補させていただいた次第です。

そして、教育立県のために、千葉県教育振興基本計画、これにおいて3つのプロジェクトと14の重点施策を行うとしています。

まず第1に、「過去と未来をつなぎ世界にはばたく人材を育てる夢・チャレンジプロジェクト」を掲げ、1つは、「歴史と伝統文化に親しみ、郷土と国を愛する心を育てる」としています。次に、「異文化を理解し、国際的コミュニケーション力のある真の国際人を育てる」としています。私もそのとおりだと思います。すばらしい教育の方向性を打ち出したものだと思っております。

また、平成18年に改正された教育基本法では、新たな教育の目標として、伝統文化の尊重や我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重することが掲げられています。まさに今こそ知事の掲げる教育の目標を実現するためにも、高校の日本史の必修化を早急を実現することが必要だと思うわけです。

そこで質問ですが、高校生に自国の歴史を十分理解させた上で、大人として社会に送り出す必要があると考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

また、千葉県でも、高等学校で日本史を必修化すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

次に、日本史の……

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○斉藤 守君(続) ありがとうございます。

中学校の教科書採択についてお伺いします。

この問題については、我が党の代表質問において、阿部議員が県教育委員会の基本的な考え方を質問されておられましたので、私はもう少し細かいというか、具体的な問題についてちょっとお聞きしたいと思います。

千葉県議会は、前議会の3月11日、あの地震の日ですけれども、教育基本法・学習指導要領の目標を達成するため、最も適した教科書の採択を求める決議を採択しました。内容は、簡単に触れますけれども、文部科学省は、「教科書は「公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民及び我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人」育成のため、豊かな情操と道徳心、伝統文化の尊重や我が国と郷土を愛すること等の教育基本法の目標と一致していなければならないと定めている。」ちょっと間を飛ばしまして、「教育基本法の改正内容や新学習指導要領に基づく」「適切な採択を行うよう求めている。よって、千葉県議会は、教育委員会において、」「教育委員・学校関係者への教育基本法改正、学校教育法改正、学習指導要領改訂についての内容の周知徹底を行うとともに、教育基本法の目標及び学習指導要領の目標や内容を達成するため、最も適した教科書を採択するよう強く求める」と決議しています。

さて、質問は、この議会で採択された決議について、今年度の千葉県教科用図書選定審議会の答申に、その趣旨がどのように反映され、また、各市町村教育委員会に対してどのように指導を行ったかお伺いいたします。

(「すばらしい質問だ」と呼ぶ者あり)

○斉藤 守君(続) ありがとうございます。

また、教科書によっては、日本史の歴史上の人物を教えないものもあります。例えば日本人の勤勉の象徴であり、報恩思想を唱えた地元の成田山にも縁の深い二宮尊徳を歴史上の人物として取り上げなくてよいのだろうかというふうにも思うわけです。地域の先人、偉人を学ぶという点では、いかがなものかと思うわけです。また、勝海舟や高杉晋作、上杉鷹山、乃木希典など、日本人が常識的に知っておきたい人物だと思うわけですが、この人物の名前すら載っていない教科書があります。そして、どんな人が載っているのかというと、教科書によっては、特にアイヌ民族の蝦夷を各時代ごとに取り上げて、シャクシャイン—これは江戸時代のアイヌの首長ですが、あるいはアテルイ—平安時代の蝦夷の首長ですね。それから、コシャマイン—これは15世紀の蝦夷地の首長、さらに、萱野茂—この方はアイヌ出身の元民主党参議院議員といった、余り一般的には知られていない人たちを詳しく取り上げています。

質問は、歴史上重要とされているような人物を取り上げないなど、偏った記述となっている教科書について、どのようにお考えでしょうか。教育委員会の考えをお伺いします。

次に、自衛隊について知事にお伺いしたいと思います。

先日、自由民主党の代表質問において、阿部議員は、検定に合格した教科書の中には、自衛隊を憲法違反とする意見を強調するように記述している教科書があると述べておられました。そうした教科書は、何を目的にこのような記述をするのか疑問に思うわけです。

私の選挙区、船橋には自衛隊の第一空挺団があります。現財務大臣兄弟は、子供のころ、学校で、自衛隊の子、人殺しの子と、教師や子供たちにいじめられたという話を聞いております。純粋な子供たちは、教師の教えたとおりに考え、行動するものですから、教師の存在というものは大きいものだと思うわけです。自衛隊は、国民の生命、財産と国土を守る大事な存在であると思うわけです。今回の東日本大震災においても、隊員の皆さんが、みずからの命も顧みず人命救助、行方不明者の捜索、復旧に向けての瓦れきの撤去など、その活動がテレビなどで紹介されておりましたが、こうしたことこそ子供たちに教えるべきだと思うわけです。

そこでお伺いします。今回の震災における自衛隊の活動を踏まえ、自衛隊について、どのような認識を持っておられるでしょうか。

次に、拉致問題についてお伺いします。

これについても、阿部議員の代表質問において触れておられました。千葉県にも特定失踪者がおられます。現民主党政権は、拉致問題は国民的課題であり、許されない人権侵害、国家犯罪であると規定しています。しかし、そうした日本国政府の方針どおりに書かないで、北朝鮮による拉致問題が北朝鮮との関係好転を阻害している問題であるかのような記述をするなどとは、もってのほかだと思うわけです。

そこで問題は、拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないと思うのですが、知事におかれましては、どのようにお考えでしょうか。

次に、道徳教育についてお伺いします。

森田知事におかれましては、22年3月に発表された「みんなで取り組む「教育立県ちば」プラン」の中で、冒頭のごあいさつの中で、「教育立県ちば」、「教育日本一」を実現していくためには、「学力や体力の向上はもちろんですが、特に、道徳教育の充実など、心を育てる教育の一層の充実が不可欠です」と強調されています。まさにそのとおりだと思います。そして、その実現のために、今後、5カ年で行う具体的な施策として、中に書いてあるのが、「小・中学校での「心のノート」の活用の促進や高等学校における道徳について学ぶ時間の確保に努めます」としております。皆さん御存じのとおり、道徳は正式な教科ではありません。ですから、教科書もなければ評価もないのが現状です。この背景は、戦後の日教組による

道徳教育に対する反対運動がいまだに尾を引いているものと思うのです。統一的教科書がないところで道徳の授業を指導するのは大変難しいと思うわけです。教師一人一人の技量によって違って来るでしょうし、中には、道徳の授業は行わずに別の教科を教えている教師もいると聞いております。

平成9年の神戸、酒鬼薔薇聖斗事件や、栃木女性教師刺殺事件、光市母子殺害事件など、社会を揺るがすような少年事件が相次いで発生したことから、子供事件の凶悪化、子供の心の荒廃が問題視され、文部科学省では、全国の小・中学生に道徳の時間に使う補助教材として、この「心のノート」、これを学習指導要領に示された道徳の内容項目をすべて充足させる構成をとって、こうした「心のノート」をつくって、平成13年から全員に配布しました。正式な教科書はなくて補助教材をつくるというのは変なものだと思うわけですが、仕方ありません。これは、いわゆる振り返りノートのようなもので、自分自身の日常のことや授業で習ったことを設問に従って振り返り、ノートをつくっていくという形のもので、

また、教科書のようなものが全くないわけではなくて、民間会社がつくった—これは正式な科目ではないので、他の教科書と違って検定はないんですけれども、副読本として—副読本というのも、正がなくて副をつくるというのも、またおかしな話だと思うんですが、学習指導要領に基づいた、こういう教科書に似たようなものもあります。しかし、これは教科書ではありませんから、無償で生徒に渡すことはできません。どうしているかという、学校の図書費、これを流用したり、あるいはバザーの収益金で購入して、全員に買うわけではなくて、学年1クラス分の冊数だけ買って、これを各クラス使い回しをさせるわけです。また、学習指導要領の中身、あるいは教科書会社によって中身が変わったりするまでの数年間の間、その本が代々、何年間か使われるわけです。家に持ち帰って読み直すということではできません。実態は知れば知るほどお寒い話で、これで道徳教育ができるのか、やっていると自信を持って言えるのか疑問を持つわけです。しかし、昨年の民主党政権は、この「心のノート」を全員に配布することさえも、事業仕分けでやめてしまったのです。子供に配る現金の原資をひねり出すために、教材を配布するということをやめたほうが子供たちにとって有益だとも言うんでしょうか。私は非常に怒りを感じております。

今回の東日本大震災における被災地の方たちの行動を知った海外の報道の中に、日本人の民度の高さを褒めたたえる記事が多々ありました。この報道に接したときに大変うれしく思ったわけです。しかし、ある友人から、ああして秩序を持って行動できたのは東北地方の農漁村地域という、まだまだ日本の原風景が残っている地域だからできたんだろうな、首都圏の我々のきずなのない無縁社会では無理だろうなと言っておりました。こうした民度は、何百年も親から子、子から孫、そして地域から地域へと伝わり、でき上がり、守られ、伝えられてきたものだと思います。

しかし、家庭の教育力、地域の教育力が問われている現代は、国や自治体が教育という場、学校という場を通じて伝える必要があるんだろうと思うわけです。

知育・徳育・体育のうち、徳育について、現政権は教育基本法に反して国の責任を放棄し、教材配布から現金配布に政策転換してしまったと思います。

そこで質問は、国の道徳教材である「心のノート」の配布が中止となり道徳教育の軽視が懸念されますが、県教育委員会は道徳教育の一層の推進に向けてどのように取り組んでいかれるおつもりかお聞かせください。

次に、全国学力・学習状況調査についてです。

一般的には全国一斉学力テストと言っていますが、平成19年から学力低下の問題解決のために、小学6年生と中学3年生を対象に全員調査を始めたことは、皆さんも御存じのとおりです。そして3年間続けられて、民主党政権に変わった途端に、これも事業仕分けで、現金を配る必要から、昨年から悉皆調査から3割の抽出調査に変えられてしまいました。

昭和31年から40年まで行われた全国一斉テストの学力調査—私は最後のほうの年ですけれども、受験したように思います。これに反対する日教組や×××××などの実力行使による反対運動の旭川学力テスト事件や、岩手県教組学力テスト事件等を契機に、取りやめになってしまった経緯があります。私は、政治主導で3割の抽出調査に変えられたとき、これは調査の効率化を目的に3割抽出に変えたのではなく、以前の反対運動同様、調査自体をやめる目的達成のための通過点ではないかと思ひ、船橋市議会において質問させていただきました。

(「すばらしい質問だ」と呼ぶ者あり)

○齊藤 守君(続) そのとおり。船橋の市長も教育長も立派だと思います。残り7割の小・中学生すべてで希望自主テストをやってくださいました。全国一斉テストは、県や市同士の傾向を調査することだけが目的ではなくて、受験した児童や生徒自身にとっても、学習内容の振り返りができたり、学校や教師にとっても学習状況や教育指導の改善、指導力の向上に貢献するわけで、義務教育の機会均等とその水準の維持向上という観点から、悉皆調査で行うべきと考えるわけです。この3割抽出調査、自主的な希望受験校については、自分の学校で採点をさせて、文部科学省からはデータも何もないという非常におかしな仕組みです。できるだけやらせたくないというのが考え方なんでしょう。

そういう意味で、また悉皆調査に戻してもらいたいと私は思っておりました矢先、ことしは4月19日にテストが行われる予定でした。ことしは3割調査に対して全国で4割以上の学校が希望を申し込んで、7割以上の学校が参加する予定でした。ところが、あの3月11日の地震でした。文部科学省は、3月18日には副大臣名で中止決定を各県教育委員会等に通知してきました。被災地の学校でのテストは

不可能なのはわかりますが、全国一斉に中止にしたというのはどういうことなんだろうかなというふうに思うわけです。そして、その後の通達で、9月以降にテストを受けたい学校は、申し込めばテストの問題は送りますよ。しかし、採点も集計も情報収集もやりませんという通達です。これは何を意味しているのでしょうか。テスト中止にどこでどういう力が加わったかはわかりませんが、昭和30年代は実力闘争で中止に追い込んだ力が、今回は地震にかこつけて、政権中枢で画策しているように思えてなりません。民主党よ、道徳教育の放棄だけでなく、知育までも放棄するのですかと聞きたくになります。

ここで教育長に質問します。現在、抽出調査に変更になった全国学力・学習状況調査を悉皆調査に戻すよう、県教育委員会として国に働きかけることはしないのかお伺いいたします。

以上、第1回目の質問といたします。（拍手）

○副議長（田中宗隆君） 齊藤守君の質問に対する当局の答弁を求めます。知事森田健作君。

（知事森田健作君登壇）

○知事（森田健作君） 自民党の齊藤守議員の御質問にお答えいたします。

高校生を自国の歴史を十分に理解させ社会に送り出す必要があると考えるが、知事の所見はどうかとの御質問でございます。高校生が日本国国民としての自覚と資質を養っていく上でも、さまざまな機会を通じて、我が国の歴史について学ぶことは非常に大切であると考えております。千葉県では、郷土と国の歴史や伝統文化を尊重する態度を養うことを目的に、まずは道徳を必修にいたしました。高校生の履修も多あります。具体的な履修については教育長に答弁させます。

今回の震災における自衛隊の活動を踏まえ、自衛隊について、どのような認識を持っているかとの御質問でございます。東日本大震災により、本県では、広範囲にわたり甚大な被害が発生いたしました。その事態に際し、自衛隊からは、県からの災害派遣要請後直ちに応急給水や食料、毛布等の緊急物資の輸送など、被災者の支援に積極的に取り組んでいただきました。また、未曾有の大災害となった東北地方においては、現在でも4万人を超える隊員が全力で捜索活動と支援活動を行っております。国土を守り、被災地で住民の生命や財産を守るため、黙々と働いている自衛隊員と自衛隊の活動に対し、心から感謝し、敬意を払うものでございます。この大災害からの経験を踏まえ、今後とも住民の安全・安心を確保するため、自衛隊との連携協力を一層充実させていきたいと考えております。

次に、拉致問題の解決なしに北朝鮮との国交正常化はあり得ないと思うが、知事の考え方はどうかとの御質問でございます。

北朝鮮による拉致問題は、我が国の国家主権及び国民の生命と安全にかかわる重

大な問題であり、極めて悪質な許しがたい行為であります。政府は拉致問題の解決なくして日朝国交正常化はあり得ないという基本方針のもとで、改めて拉致問題の早期解決に全力で取り組むという断固たる姿勢、決意を国内外に明確に示す必要があると考えております。そして、すべての拉致被害者が一日も早く安全に帰国できるよう、我が国の総力を挙げて最大限の努力を尽くしていかねばならないと強く思っております。そのため、県といたしましても、あらゆる機会をとらえて拉致問題の早期解決を訴えることで、この問題に対する県民の世論の喚起に引き続き努めてまいります。

私からは以上でございます。他の問題につきましては、担当部局長からお答えいたします。

○副議長（田中宗隆君） 教育長鬼澤佳弘君。  
（説明者鬼澤佳弘君登壇）

○説明者（鬼澤佳弘君） 私からは、まず、千葉県でも、高等学校で日本史を必修化すべきであるとするが、どうかとの御質問にお答えいたします。

千葉県では、本年度、すべての全日制高等学校が教育課程に日本史科目を設定しており、平成22年度末に卒業した高校生の約8割が日本史を履修しております。また、国の新しい高等学校学習指導要領では、生徒の特性、進路等が多様化している実態を踏まえ、各学校がさまざまな科目を設け、生徒自身が適切な科目を選択履修することができるよう配慮することとされております。県教育委員会におきましては、歴史学習に加えまして、すべての高等学校で道徳を学ぶ時間を導入することによりまして、例えば郷土や国の伝統や文化に親しむこと、あるいは歴史や伝統、先人の生き方を通してあすの生き方を考えることなど、郷土と国の歴史や伝統文化を尊重する態度を養うこととしておりますが、今後、日本史の履修のあり方につきましても、国の動向や各都道府県の状況等を見守りつつ、引き続き研究してまいります。

次に、中学校の教科書採択についての御質問でございます。

県議会の決議は答申にどのように反映されているのか。また、市町村教育委員会の指導はどのように行っているのかとの御質問でございますが、千葉県教科用図書選定審議会におきましては、教育基本法及び学習指導要領改正の趣旨につきまして、各委員に周知し、審議を進めたところでございます。教科書の記述につきましても、法改正等の趣旨を踏まえた特徴的な点を分析するなど十分な調査、研究を行い、答申がまとめられたところでございます。県教育委員会といたしましては、この答申の内容を各市町村教育委員会に通知するとともに、各採択地区の実態を踏まえ、教育基本法の趣旨及びそれを受けた学習指導要領改訂の内容等を実現する上で、よりふさわしい教科書を各市町村教育委員会が主体的に採択するよう指導した

ところでございます。

次に、偏った記述となっている教科書があるが、県教育委員会の考えはどうかとの御質問でございます。我が国の教科書制度は、教科書の著作・編集を民間にゆだねることで著作者の創意工夫を生かした教科書づくりを期待する制度となっておりますので、教科書によって歴史上の人物の取り上げ方も異なっております。県教育委員会といたしましては、各市町村教育委員会が検定に合格した教科書の中で、どのような人物を取り上げられているのかといったことも含めて、内容を十分に調査、研究し、教育基本法の趣旨及びそれを受けた学習指導要領改訂の内容等を実現する上で、よりふさわしい教科書を採択することが望ましいと考えております。

次に、道徳教育に関する御質問でございますが、県教育委員会は道徳教育の一層の推進に向けてどのように取り組んでいくのかとの御質問にお答えいたします。本県では、平成22年3月に策定いたしました教育振興基本計画の中で、道徳性を高める実践的人間教育の推進を最も重要な施策の一つとして掲げ、子供たちの心の教育に取り組んでおります。昨年度は、「『いのち』のつながりと輝き」を道徳教育の主題として、子供たちの発達段階に応じた学習内容を体系化し、道徳教育推進のための基本的な方針を定め、周知いたしました。また、全国に先駆け映像教材も作成して、県内のすべての中学校と高等学校に配布し、各学校において活用しているところでございます。

今年度は、この基本的な方針を踏まえ、小学校用の映像教材の作成と、高等学校用の読み物を中心とした教材の作成に取り組むとともに、平成25年度からの道徳を学ぶ時間の導入に向け、高等学校の教員研修を充実するなど、道徳教育をより推進してまいります。

最後に、全国学力・学習状況調査に関する御質問でございますが、現在、抽出調査で行われている全国学力・学習状況調査を悉皆調査に戻すよう国に働きかけることはしないのかとの御質問にお答えいたします。本調査は、児童・生徒の学力や学習状況を把握、分析し、教育施策の改善を図ることを目的に、平成19年度から始まりましたが、当初の悉皆調査が、昨年度からは約3割の抽出調査に変わりました。その結果、児童・生徒の学力に係る地域的な実情や学校ごとの課題を把握しにくくなったこと、抽出されなかった学校や市町村にとっては、調査を行う場合、採点、分析に要する経費が自己負担になってしまうことなどの問題が生じております。県教育委員会といたしましては、本県の学力向上を図るためにも、すべての学校が公平に取り扱われる悉皆調査として実施されるよう全国都道府県教育長協議会等を通じて、引き続き国に働きかけてまいります。

以上でございます。

○副議長（田中宗隆君） 齊藤守君。

○齊藤 守君 御答弁ありがとうございました。通告をしてから、まだ一、二週間の間の話ですので、きちんと問題が解決するところまではなかなかいかないのかなというふうに思うわけですが、知事の答弁の中からは、高校生が我が国の歴史を学ぶことは大切であるという認識を持っておられる。教育長もそういう認識を持っておられる。しかしながら、じゃ高校生全部に必修という形をつくれるかという、なかなかまだそこまではいかない。先ほど千葉県では8割の子供たちが受講しているというふうなことですけれども、神奈川県は3割の子が受講していなかったんです。それで、100%を目指そうということで、全部の学校が受講するようにしたわけです。そういう意味で、知事の考え、教育長の考え方をしっかり推し進めていくとしたら、やっぱり100%の子供が学ぶチャンスを与えられるようにしていただければなというふうに思います。

一、二週間の間でこの問題、すぐに解決して方向性が出せるわけではないでしょうから、私としては、この問題はまたこれから先にも何度か議論を重ねさせていただく中で、解決に運んでいければいいなというふうに考えております。研究をしてくださるということですから、まず研究、検討、実行というふうな段階を踏んで、早急に進めていければと思いますので、よろしくお願いたします。

さて、次に中学校の教科書の採択の問題ですけれども、知事が御答弁いただいたように、自衛隊は感謝する対象ではあっても、これを憲法違反として排除する存在ではありません。中学生に教えるのであれば、やはり国土を守り、国民の安心と安全のために、今回のような災害復旧活動にもなくてはならない存在だということもしっかり教えるべきだと思います。

拉致問題もしかり。日本の国の主権の問題、国民の人権の問題としてしっかり教えていくべきで、拉致問題を取り上げることが北朝鮮との友好関係をつくることに障害になっているとでもいうような表現をもって記入してあるのは、本当にもってのほかであります。

学習指導要領—全部やっていますと終わってしまいますので、先ほど教育長おっしゃったように、今日の議会にも新しい発議案が出されております。どうかこの趣旨を踏まえて、各教育委員会に御指導いただければと思います。

以上で質問を終わります。